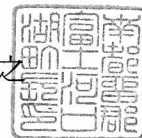


富河観発第7-10号

令和7年7月29日

富士河口湖町宿泊税検討委員会 委員長 様

富士河口湖町長 渡辺 英之



新たな税財源の確保としての宿泊税導入の検討について（諮問）

このことについて、富士河口湖町宿泊税検討委員会設置要綱第2条に規定する所掌事務に基づき、下記のとおり諮問します。

1 諮問事項

宿泊税導入の検討について

- (1) 宿泊税導入の必要性について
- (2) 宿泊税制度の在り方について
- (3) 宿泊税の充当事業の整理及び、宿泊税を財源とした新たな施策について
- (4) 事業者等への影響の把握及びその対応について
- (5) 関係機関の情報収集について
- (6) その他、宿泊税導入に関し必要な事項について

2 諮問理由

本町では健全な財政運営を推進するため、町税等の徴収率の向上や、ふるさと納税による財源の確保に取り組んできました。

近年、インバウンドを含む観光需要の増加が見込まれる中、多くの自治体において宿泊税の導入が検討・実施されています。本町においても、『富士河口湖町観光立町推進条例』に掲げる観光立町の実現に向け、観光施策のさらなる充実が求められており、多様化・高度化するニーズや価値観に応えるための受入環境の整備や観光事業の強化といった課題への対応が急務となっています。

こうした課題の解決を図るとともに、国内外からの来訪者との交流促進や観光振興をさらに推進するための安定的な財源確保が必要です。

このような背景を踏まえ、宿泊税の導入について、貴委員会のご意見を賜りたく、ここに諮問するものです。